

令和7年度



保育施設入所のご案内

宮若市

【受付期間】



令和6年11月1日（金）～令和6年12月20日（金）

午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝除く）

※市外保育施設へ入所希望の場合は 令和6年12月6日（金）までにご提出ください。

【受付場所】

① 市役所 子育て福祉課 子育て支援係（1階4番窓口）

② 若宮総合支所 市民窓口課 市民窓口係

※在園児（新規入所のきょうだい児）は保育施設でも受付できます。

<注意事項>

◆入所を希望する保育施設は、なるべく事前に見学したうえで申込をお願いします。（施設によっては見学を実施していない場合もありますので、直接施設へお問い合わせください）

◆入所の可否に関わらず、入所結果は文書をもって通知します。

◆市外の保育施設へ入所を希望される場合は、市町村によって申込期限が異なります。必ず事前に入所を希望される施設の所在する市町村に申込期限をご確認ください。

◆不足書類がある場合は、受付できない為書類を返却します。必ず締切までに書類を揃えてご提出ください。締切後に申込された場合は、在園中に関わらず入所が難しくなりますので必ず期限までに申込をお願いします。

◆在園児の継続利用につきましても、毎年申込が必要です。

◆郵送での受付は行いません。



目 次

1. 保育施設とは	P1
2. クラス年齢表	P1
3. 申込の要件	P2
4. 申込手続きのスケジュール	P2
5. 申込に必要な書類の一覧表（チェックシート）	P3
6. 保育利用時間と延長保育について	P4
7. 保育施設へ入所してから	P5
8. 宮若市多子世帯利用者負担額減免事業について	P5
9. 利用者負担額（保育料）の決定について	P6
10. 3～5歳児クラスの副食費（おかず代）の決定について	P6
11. 利用者負担額（保育料）基準額表	P7
12. 優先順位表	P8



1. 保育施設とは

保育施設とは、保護者の就労や妊娠・出産等により児童を家庭で保育できない場合に、小学校に就学する前までの児童を保育する児童福祉施設です。

○市内保育施設一覧

(保育所)

種別	保育所名	所在地	定員(人)	電話番号	ならし保育
私立	宮田保育園	宮田124番地	120	32-0210	無
私立	福丸保育園	福丸504番地	120	52-0169	無
私立	なないろ保育園	本城445番地	100	28-8002	有
私立	なないろ保育園2	本城441番地	75	28-8011	有

(幼保連携型認定こども園) ※同一児童で幼稚園籍と保育園籍の併願はできません

種別	保育所名	所在地	定員(人)	電話番号	ならし保育
私立	宮若さくらこども園	磯光1317番地136	(保育所籍) 185 (幼稚園籍) 45	32-2888	有

(地域型保育事業 事業所内保育事業) ※0~2歳児クラスのみ

種別	保育所名	所在地	定員(人)	電話番号	ならし保育
私立	ひよこ保育園	本城1636番地	(地域枠) 6 (従業員枠) 18	28-8181	有

※保育施設の見学については、各施設に直接お問い合わせください。



2. クラス年齢表

クラス年齢	児童の生年月日
0歳	R6.4.2 ~
1歳	R5.4.2 ~ R6.4.1
2歳	R4.4.2 ~ R5.4.1
3歳	R3.4.2 ~ R4.4.1
4歳	R2.4.2 ~ R3.4.1
5歳	H31.4.2 ~ R2.4.1

★保育所への入所は生後4ヶ月からです。(宮田保育園・福丸保育園は生後3ヶ月から)

★保育所は児童の年齢にそくしたクラス分けを実施しており、R7年4月1日時点の年齢でクラス年齢を判断しています。

★0歳児につきましては事前に哺乳瓶トレーニングをお願いします。



3. 申込の要件

保護者のいずれもが次のいずれかの理由により、お子さんを保育できない場合であって、かつ60歳未満の同居の親族その他の者が児童を保育できない場合に申し込むことができます。

1. 家庭内または家庭外で、就労することを常態としている場合
(1ヶ月あたり48時間以上の勤務をしていることが条件となります)
2. 妊娠・出産により保育が困難な場合
3. 疾病または心身の障がいのため保育が困難な場合
4. 病気や障がいのある同居又は長期入院の親族があり、保護者が介護・看護に当たっている場合
5. 震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合
6. 求職活動中(起業の準備を含む)である場合(入所期間は2ヶ月以内とします)
7. 就職に必要な技能習得のために職業訓練校や専門学校に就学している場合
8. 虐待やDV等の理由により、その児童の健全な成長が阻害される恐れがある場合
9. 育児休業をする場合であって、保育施設を引き続き利用することが必要である場合

4. 申込手続きのスケジュール



- ◆ 5月以降入所希望の場合は、入所希望月の前月10日までに申込書を提出してください。
- ◆ 年度途中での保育施設への入所は毎月1日となります。(原則、月途中での入所はできません)

5. 申込に必要な書類の一覧表（チェックシート）

- ・内容の不備や不足のないよう確認してください。
- ・申込の内容が事実と異なる場合は、決定を取り消す場合があります。
- ・提出された書類で内容の確認がとれない場合や疑義のあるときは、追加の書類や調査、子育て福祉課で聞き取りをおこなうことがあります。

◆ すべての方が必要な書類

必要書類	備考
<input type="checkbox"/> 入所申込書（兼支給認定申請書）	
<input type="checkbox"/> 同居の家族が保育できない理由の証明書	保護者等の状況により下記①～⑧のいずれかの証明書類
<input type="checkbox"/> 健康状態報告書	

◆ 家庭の状況により必要な書類

必要書類	備考
<input type="checkbox"/> 宮若市多子世帯利用者負担額減免申請書	0～2歳児クラスで18歳まで（18歳到達後の最初の3月31日まで）の児童が2人以上いる場合
<input type="checkbox"/> 標準時間利用希望理由書	保育認定区分では短時間認定となるが、特別な事情があり、標準時間利用を希望される場合
<input type="checkbox"/> 広域保育申立書	市外の保育施設の利用を希望する場合
<input type="checkbox"/> 転入に関する誓約書	市外からの転入予定で申込する場合

※ 入所申込児童が2人以上の場合でも各書類は1部で結構です。

○ 同居の家族が保育できない理由の証明

- ・父、母、60歳未満の同居の祖父母等については、下記のいずれかの証明書を提出してください。

保護者等の状況	必要書類（添付書類等）
① 就労している（予定含む）	<input type="checkbox"/> 就労証明書 ※自営業の方は、事業所の印鑑・個人事業開業届等の添付が必要 ※育児休業の方は、育児休業期間の記載が必要
② 育児休業中	
③ 妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 出産、育児にあたっての就労状況申告書 <input type="checkbox"/> 母子手帳の写し（表紙及び出産予定日記載のページ）
④ 疾病により通院・入院している	<input type="checkbox"/> 保育所入所理由書
⑤ 身体や精神に障がいがある	<input type="checkbox"/> 診断書（様式有）
⑥ 親族等の介護・看護をしている	<input type="checkbox"/> 介護保険証・障害者手帳等の写し
⑦ 就学している	<input type="checkbox"/> 保育所入所理由書 <input type="checkbox"/> 就学時間や内容がわかる書類、在学証明書又は学生証の写し
⑧ 求職活動中	<input type="checkbox"/> 保育所入所誓約書 ※入所後2ヶ月以内に就労証明書の提出必要

6. 保育利用時間と延長保育について

子ども・子育て支援新制度施行に伴い、就労を事由として保育施設を利用する場合、保育利用時間は下記のいずれかに区分されます。

0～2歳児クラスの場合、標準時間認定と短時間認定では利用者負担額が異なります。

利用時間	7	8	9	～	15	16	17	18	19	
保育標準時間					通常保育 7時～18時				延長保育	
保育短時間		延長保育	通常保育 8時～16時				延長保育	延長保育		

※ひよこ保育園の保育利用時間については、標準時間利用：7時30分～18時30分、短時間利用：8時30分～16時30分となります。

※延長保育の時間・料金・申請に関するお問い合わせは、各保育施設へお願いいたします。

●保育認定区分

保護者（父、母 ※同居親族は除く）の保育が必要な理由に応じて、下記のとおり利用時間認定となります。

保育が必要な理由	認定区分
<input type="checkbox"/> 就労（就労時間が月120時間以上） <input type="checkbox"/> 妊娠・出産（産後8週目の月末まで） <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 虐待・DV	保育標準時間 （最大11時間まで利用可能）
<input type="checkbox"/> 就労（就労時間が月120時間未満） <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学（職業訓練校を含む） <input type="checkbox"/> 育児休業（産後8週目の翌月から）	保育短時間 （最大8時間まで利用可能）

※上記表では、短時間に該当しても、特別な事情がある場合は、標準時間が利用できる場合があります。標準時間を希望される場合は「標準時間利用希望理由書」をご提出下さい。なお、理由によっては標準時間が利用できない場合もありますのでご了承ください。

～ならし保育について～

保育施設での集団保育は、家庭とは環境が大きく変わることから、入所当初の保育は児童にとって大きな負担になります。従いまして、保育施設では入所後しばらくは、保育時間を短くし、徐々に保育環境への適応を図ります。期間は児童の状態や施設によって異なりますが、概ね1週間から2週間です。

※ならし保育についての詳細は直接保育施設にお問い合わせください。

※ならし期間を含めて入所期間となります。



7. 保育施設へ入所してから

保育施設へ入所後、保育を必要とする理由や家庭の状況に変化があった場合などには、必ず子育て福祉課へご連絡ください。

変更内容	変更手続き等
◆ 就労時間・勤務先の変更 ◆ 雇用期間の更新 ◆ 復職	就労証明書を提出してください
◆ 妊娠・出産 ◆ 育児休業取得	妊娠・出産にあたっての就労状況申告書又は育児休業期間が記載されている就労証明書をご提出ください。
◆ 退職	原則として退所することとなりますが、就職活動等のために引き続き保育所入所が必要な場合はご相談ください。
◆ 婚姻・離婚	お手続きが必要になりますので、速やかに子育て福祉課へご連絡ください。
◆ 市内の転居	世帯の状況に変化がある場合はご連絡ください。
◆ 市外への転出	原則として転出される月の末日で退所となりますので、子育て福祉課でお手続きをお願いします。
◆ 退所	お手続きが必要になりますので、速やかに子育て福祉課へご連絡ください。

8. 宮若市多子世帯利用者負担額減免事業について

宮若市では、令和5年9月から多子世帯における経済的負担の軽減を図るとともに定住化を促進するため、18歳まで（18歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を養育している世帯から保育所に入所した場合、第2子以降の児童の利用者負担額（保育料）を無償化しています。

●減免後の額 **第2子以降・・・無料**

●対象者

児童が2人以上いる世帯において、以下の全てに該当する場合は申請の対象となります。

- ◆ 認可保育所に入所している児童（市内、市外の保育所は問いません）
- ◆ 市に対して納付すべき金銭（市税、保育料、負担金、使用料等）の滞納がない児童の保護者（父母又は児童の生計を維持している者）

●減免の手続きについて

- ◆ 減免を受けるためには、申請が必要です。該当する方は入所申し込みの際に「宮若市多子世帯利用者負担額減免申請書」を提出してください。
- ◆ 世帯の状況によっては、別途必要書類を添付していただく場合があります。
- ◆ 3月31日までに市税等の納付が確認できた場合に限り、減免が適用されます。4月1日以降に市税等の滞納を納入された場合は、完納された翌月分からの適用となりますのでご注意ください。

9. 利用者負担額（保育料）の決定について

利用者負担額（保育料）は保護者の市町村民税の合算の金額と児童のクラス年齢などにより決定します。金額については、7ページの利用者負担額（保育料）基準額表をご覧ください。

○利用者負担額（保育料）の切り替えについて

- ・市町村民税所得割額の決定により、毎年9月に利用者負担額（保育料）の年度切り替え決定を行います。
- ・利用者負担額（保育料）の切り替え決定については、毎年8月下旬に通知予定です。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度 市町村民税所得割額に基づき決定 (令和5年1月～12月の収入)					令和7年度 市町村民税所得割額に基づき決定 (令和6年1月～12月の収入)						

○利用者負担額（保育料）の納付について

- ・利用者負担額（保育料）の納付は、納付忘れのない口座振替をお勧めしております。入所内定後に口座振替の申込用紙を金融機関へ提出してください。口座振替の申込用紙は入所決定の際に同封いたします。
- ・保育所の運営、保育サービスの維持・充実を図るためにも、利用者負担額（保育料）は必ず期限内に納付してください。利用者負担額（保育料）が未納となっている場合には、督促状の送付に始まり、納付催告、地方税法の例により滞納処分（差し押さえ等）を行いますのでご了承ください。
- ・宮若さくらこども園、ひよこ保育園、市外の認定こども園、公立保育所等に通う場合、宮若市が設定した利用者負担額（保育料）を施設に直接支払うこととなりますのでご注意ください。

10. 3～5歳児クラスの副食費（おかず代）の決定について

保育所や認定こども園の保育所機能を利用する3歳児から5歳児クラスまでの子どもの副食費（おかず代）4,500円相当は施設側で徴収となりますが、下記の方においては、徴収免除となります。免除の対象となる方については、後日決定通知をお送りいたします。免除の対象とならない場合は、各施設が定める額の副食費を、それぞれの施設に納めていただくこととなります。また、0歳から2歳までの子どもについては、副食費は保育料に含まれます。

【副食費の免除対象の範囲】

階層	保護者の市町村民税 所得割課税額	第1子目	第2子目	第3子目以降
第1階層 (生活保護世帯)	/	免除	免除	免除
第2階層～第4-A階層の一部 (年収360万円未満相当)	57,700円未満	免除	免除	免除
第4-A階層の一部～第8階層	57,700円以上	実費徴収	実費徴収	免除

※第〇子目とは、0歳～小学校就学前までの子どもでカウントします。

11. 宮若市利用者負担額（保育料）基準額表

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）		
階層	区分（税額）	3号認定区分（3歳未満児）		
		標準時間	短時間	
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	
第2階層	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	0円	0円	
第3階層	課当第 税該1 額年階 の度層 区分及 分のび が市第 次町2 の村階 区民層 分税を にの除 該所き、 当得 す割 る世 帯	48,600円未満 （ひとり親世帯等）	18,520円 （8,550円）	16,020円 （6,050円）
第4-A階層		48,600円以上 72,800円未満 （ひとり親世帯等）	23,510円 （8,550円）	21,010円 （6,050円）
第4-B階層		72,800円以上 77,101円未満 （ひとり親世帯等）	28,500円 （8,550円）	26,000円 （6,050円）
		77,101円以上 97,000円未満	28,500円	26,000円
第5-A階層		97,000円以上 133,000円未満	35,380円	32,880円
第5-B階層		133,000円以上 169,000円未満	42,270円	39,770円
第6-A階層		169,000円以上 235,000円未満	50,110円	47,610円
第6-B階層		235,000円以上 301,000円未満	57,950円	55,450円
第7階層		301,000円以上 397,000円未満	76,000円	73,500円
第8階層		397,000円以上	76,000円	73,500円

- ・満3歳になった後の4月1日を経過しているもの（3歳児クラス以上）につきましては、2019年10月の幼児教育・保育の無償化により利用者負担額0円となります。
- ・市町村民税の所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯及び在宅障害者（児）のいる世帯は（ ）の金額になり、第2子以降無料となります。
- ・宮若さくらこども園、ひよこ保育園、市外の公立保育所、私立認定こども園等は施設で利用者負担額（保育料）を徴収します。
- ・利用者負担額（保育料）は児童の当該年度4月1日時点の年齢により決定されますので、年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中は利用者負担額は変わりません。また、年度途中で入所した場合も当該年度4月1日時点の年齢により決定されます。

12. 優先順位表

【基本点数】は父母それぞれの保育の必要性の事由の該当する点数の合計とします。
 父母それぞれ、理由1～10までの中でいずれか1つを適用します。

※市外住民の方、申し込み期限後に転入予定の方は宮若市民の方をご案内の後、下記の点数に従い入所調整を行います。

【基本点数】

理由	状況・内容	父	母	
1	就労	1か月の勤務が160時間以上	100	100
		1か月の勤務が120時間以上160時間未満	90	90
		1か月の勤務が100時間以上120時間未満	80	80
		1か月の勤務が80時間以上100時間未満	70	70
		1か月の勤務が60時間以上80時間未満	60	60
		1か月の勤務が48時間以上60時間未満	50	50
	勤務・復職予定	1か月の勤務が120時間以上	80	80
		1か月の勤務が80時間以上120時間未満	60	60
		1か月の勤務が48時間以上80時間未満	40	40
2	妊娠・出産	出産前後の休養のため保育にあたることができない場合		80
3	疾病・傷病	入院中（6ヶ月以上）で保育が常時困難	100	100
		常に自宅安静で働けない	70	70
		通院し、保育に支障がある	40	40
	障害	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A	100	100
		身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手帳2・3級、療育手帳B	70	70
		上記以外の手帳や等級	40	40
4	同居親族の 介護・看護	介護：要介護4～5、看護：常時寝たきりの場合	100	100
		介護：要介護1～3、看護：日常的に安静が必要である	70	70
		介護：要支援1～2、看護：その他	40	40
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他により復旧にあっている場合	150	150
6	求職活動	生計中心者が求職活動中（起業準備を含む）	40	40
		世帯員が求職活動中	20	20
7	就学 職業訓練	月16日以上	80	80
		月16日未満	50	50
8	虐待・DV	児童虐待のおそれがある場合	150	150
		DVにより育児が困難な場合	150	150
9	育休	育児休業取得時にきょうだい児の継続入所	80	80

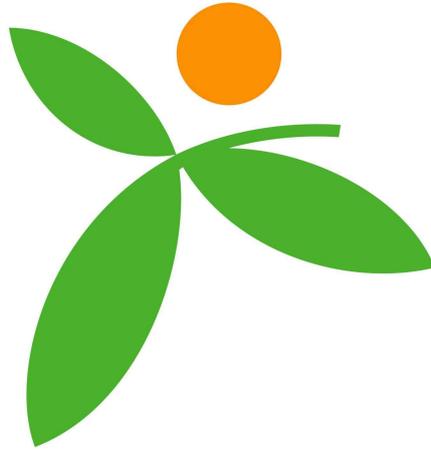
以下の状況・内容に該当する場合は【基本点数】に加点（減点）します。

【調整点数】

状況・内容		点数	
ひとり親家庭	ひとり親家庭の状態にある場合	150	
	離婚直後（申し込みの2ヶ月以内）	40	
	離婚・死別後3ヶ月以内で、緊急に生計費を得るために就労を要する	10	
	母子生活支援施設入所の場合	-5	
待機児童	待機期間	3ヶ月以上	40
		2ヶ月以下	20
	入所申し込み時点で申込要件を理由として一時預かり保育に週2日以上預けている。		5
生活保護世帯	生活保護世帯（就労による自立支援が見込まれる場合）	30	
卒園児	小規模保育事業所等の地域型保育事業の卒園児が連携施設に入所する場合	40	
入所児の障がい	入所希望児が障がいを有する場合（障がいに係る手帳の交付を受けている場合に限る）	10	
兄弟姉妹児	既に兄弟姉妹が入所しており、同一保育所に入所を希望する場合	40	
	第3子以降の児童が入所する場合	10	
育児休業明け	育児休業取得時に退所し、復職時に申し込みをする場合	10	
保護者の障害	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A	10	
	身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手帳2・3級、療育手帳B	7	
	上記以外の手帳や等級	4	
同居親族が保育可能	同居親族（16歳以上60歳未満）が求職活動中	-5	
親族が保育可能	児童を60歳未満の祖父母に預けることが可能である	-5	
就労・求職	就労内定のうち、就労開始時期が未定のもの	-5	
	求職活動状況を証明する書類の提出がある場合	5	
	職業訓練修了後、求職活動中である場合（修了証書の提示が必要）	20	
就学	通信制大学、通信教育の学生である（就学のみ）	-5	
その他	保護者の一方が単身赴任	10	
	入所児童の年齢の加点（1歳児1点～5歳児5点）	1～5	
	保育士等の児童の場合（市内保育所等勤務）	150	
	保育士等の児童の場合（市外保育所等勤務）	100	
	保育士等の児童の場合（幼稚園・届出保育施設・市内学童保育所勤務）	50	
	保護者が保育士等を法人に紹介し、採用したことで受け入れ増となった場合（加点は、紹介した保育士等が勤務している期間のみ）	100	

※同一点数で並んだ場合の優先順位

1. 保育の必要性の事由間の優先順位（①～⑫の順）①災害復旧、虐待・DV ②疾病・傷病 ③障がい ④ひとり親家庭 ⑤就労 ⑥就労・復職予定 ⑦同居親族の介護・看護 ⑧就学・職業訓練 ⑨妊娠・出産 ⑩育休求職活動 ⑪市外在住
2. 当該保育所の優先順位が高いもの
3. 養育している小学生以下の子どもが多い世帯
4. 経済的状況（合計所得金額の低い世帯を優先する）



～お問い合わせ先～

○宮若市 子育て福祉課 子育て支援係 TEL：0949-32-0517

- ・ 保育所、認定こども園（保育所籍）等の入所に関する事
- ・ 利用者負担額（保育料）の納付相談
- ・ 子ども・子育て支援新制度に関する事
- ・ 保育の支給認定に関する事
- ・ 一時預かり保育に関する事
- ・ 学童保育所の入所に関する事

○宮若市教育委員会 教育総務課 教育総務係 TEL：0949-32-1007

- ・ 幼稚園、認定こども園（幼稚園籍）の入所に関する事
- ・ 幼稚園利用料に関する事
- ・ 小学校に関する事